

令和2年度秦野市健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく秦野市健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.78)	— (16.78)	1.1 (25)	17.5 (350)

備考

- 表中において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。
- 各比率の()内は、早期健全化基準です。

2 資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	— (20)
公共下水道事業会計	— (20)

備考

- 表中において、資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。
- 資金不足比率の()内は、経営健全化基準です。

令和3年9月7日提出

秦野市長 高橋昌和

健全化判断比率等について

地方公共団体は、財政の早期健全化や再生を促すことを狙いとする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、4つの健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）と公営企業における資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けた後、その意見を付けて議会に報告、そして市民に公表することとされています。

なお、健全化判断比率等には、財政を早期に健全化すべき基準や、再生すべき基準が設けられており、健全化判断比率等のうち、一つでも基準以上のものがあつた団体には、財政健全化・財政再生計画や経営健全化計画の策定と国への報告が義務付けられています。

1 健全化判断比率等の算定の対象範囲

健全化判断比率等の算定の対象となる本市の会計と団体の範囲は、次のとおりです。

法律上の会計区分	本市の会計区分	健全化判断比率			資金不足比率
一般会計等	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
一般会計等以外の特別会計（公営企業に係る会計を除く。）	国民健康保険事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療事業特別会計				
公営企業に係る会計	水道事業会計				公営企業会計ごとに算定
	公共下水道事業会計				
一部事務組合・広域連合	秦野市伊勢原市環境衛生組合				公営企業会計ごとに算定
	金目川水害予防組合				
	神奈川県後期高齢者医療広域連合				
地方公社・第三セクター等	秦野市土地開発公社				公営企業会計ごとに算定
	秦野市学校保全公社				
	秦野市スポーツ協会				

2 健全化判断比率等の算定方法

(1) 実質赤字比率

ア 内容

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

$$\text{実質赤字比率（％）} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 令和2年度標準財政規模：30,554,958千円

(2) 連結実質赤字比率

ア 内容

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

$$\text{連結実質赤字比率（％）} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

ア 内容

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）（％）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○ 準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 一般会計等から組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

ア 内容

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

イ 算定式

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○ 将来負担額の内容

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ④ 組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

○ 将来負担額から控除されるもの

- ⑨ 充当可能基金額（①～⑥に充てることのできる基金）
- ⑩ 特定財源見込額
- ⑪ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(5) 資金不足比率

ア 内容

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

イ 算定式

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 資金の不足額の算定

（法適用企業）（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

（法非適用企業）（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○ 事業の規模の算定

(法適用企業) 営業収益－受託工事収益の額

(法非適用企業) 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

3 早期健全化・財政再生・経営健全化の基準

健全化判断比率には早期健全化と財政再生の基準が、また、資金不足比率には経営健全化基準が設けられています。

これらの比率のうち、数値が一つでも基準値以上となった場合には、財政健全化計画・財政再生計画や経営健全化計画を策定し、早急に改善に取り組まなければなりません。

本市における令和2年度決算に基づく早期健全化・財政再生・経営健全化基準は、次のとおりです。

早期健全化・財政再生・経営健全化の基準(令和2年度決算の場合)

(単位：%)

区 分	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	11.78 (※1)	20
(2) 連結実質赤字比率	16.78 (※2)	30
(3) 実質公債費比率	25	35
(4) 将来負担比率	350	なし (※3)
(5) 資金不足比率	20 (※4)	なし

備考

※1 11.25%～15%の範囲で、毎年度の標準財政規模に応じて設定されます。

※2 16.25%～20%の範囲で、毎年度の標準財政規模に応じて設定されます。

※3 将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。

※4 経営健全化基準といいます。

4 令和2年度決算に基づく秦野市健全化判断比率等の算定結果

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.1	17.5
(11.78)	(16.78)	(25)	(350)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。
- 2 各比率の（ ）内は、早期健全化基準です。

ア 実質赤字比率

本市の一般会計決算は、実質収支が1,755,185千円の黒字のため、実質赤字比率は、マイナス5.74パーセント（実質赤字比率がマイナスとなるため「—」と表示）となっています。

イ 連結実質赤字比率

本市の一般会計、特別会計（国保・介護・後期高齢者医療）及び公営企業会計（水道・公共下水道）の連結決算額は5,302,829千円の黒字のため、連結実質赤字比率は、マイナス17.36パーセント（連結実質赤字比率がマイナスとなるため「—」と表示）となっています。

ウ 実質公債費比率（3か年平均）

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

基準としては、早期健全化基準（25パーセント）及び財政再生基準（35パーセント）が設けられています。

本市の平成30年度から令和2年度までの3か年の平均値は、1.1パーセントとなっています。

エ 将来負担比率

将来負担比率は、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

基準としては、早期健全化基準（350パーセント）のみが設けられています。

本市の将来負担比率は、17.5パーセントとなっています。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	－ (20)
公共下水道事業会計	－ (20)

備考

- 1 いずれの会計も資金不足額がないため、資金不足比率は「－」と表示しています。
- 2 資金不足比率の()内は、経営健全化基準です。

ア 水道事業会計

水道事業会計決算は、資金剰余額が2,091,440千円のため、資金不足比率は、マイナス102.5パーセント(資金不足比率がマイナスとなるため「－」と表示)となっています。

イ 公共下水道事業会計

公共下水道事業会計決算は、資金剰余額が1,165,240千円のため、資金不足比率は、マイナス43.3パーセント(資金不足比率がマイナスとなるため「－」と表示)となっています。

5 健全化判断比率等の対前年度比較

区 分		令和2年度 A	令和元年度 B	比較増減 A-B
実質赤字比率		-	-	-
連結実質赤字比率		-	-	-
実質公債費比率		1.1%	1.2%	△0.1ポイント
将来負担比率		17.5%	17.6%	△0.1ポイント
資金不足比率	水道	-	-	-
	下水道	-	-	-

(1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、いずれの年度も黒字（資金剰余）が生じているため、これらの比率は算定されていません。

(2) 実質公債費比率

実質公債費比率は、前年度に比べて0.1ポイントの減となりました。

この比率は、3か年平均で算出することから、平成29年度と令和2年度の単年度での比率を比較すると、下水道事業に係る償還が進み、分子となる地方債の準元利償還金（一般会計等から特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの）が減少したことや、普通交付税等の増加により、分母となる標準財政規模が増加したことによるものです。

(3) 将来負担比率

将来負担比率は、前年度に比べて0.1ポイントの減となりました。

これは、地方消費税交付金等の増加に伴い、分母となる標準財政規模が増加した割合と、充当可能基金額等（将来負担額から控除）の減少に伴い、分子となる将来負担額が増加した割合との比較において、分母の増加率が上回ったことによるものです。

令和 2 年 度
(2 0 2 0 年 度)

秦野市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

秦野市監査委員



F No. 0・8・3 (A)

令和3年8月30日

秦野市長様

秦野市監査委員 中村 良典

秦野市監査委員 田中 紀光

秦野市監査委員 諸星 光

令和2年度秦野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書
について (提出)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度秦野市健全化判断比率並びに水道事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足比率を審査したので、別添のとおり意見書を提出します。

目 次

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
5	審査の概要	2
(1)	健全化判断比率及び資金不足比率の算定の対象範囲	2
(2)	健全化判断比率の状況	3
ア	実質赤字比率	3
イ	連結実質赤字比率	4
ウ	実質公債費比率	5
エ	将来負担比率	7
(3)	資金不足比率の状況	8
ア	水道事業会計（地方公営企業法適用企業）	10
イ	公共下水道事業会計（地方公営企業法適用企業）	11
6	審査の所見	12
(1)	健全化判断比率について	12
(2)	資金不足比率について	12

令和2年度秦野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

- (1) 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

- (1) 健全化判断比率
令和3年7月13日から同年8月18日まで
- (2) 資金不足比率
令和3年5月28日から同年8月18日まで

3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、指標の算定に誤りがないか、書類が適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係部課からの説明を受け、審査を実施しました。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した各書類は、指標の算定に誤りがなく、かつ適正に作成されているものと認められました。

5 審査の概要

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の対象範囲

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の対象となる本市の会計と団体の範囲は、次の図のとおりです。

法律上の会計区分	本市の会計区分	健全化判断比率			資金不足比率
一般会計等	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
一般会計等以外の特別会計 (公営企業に係る会計を除く。)	国民健康保険事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療事業特別会計				
公営企業に係る会計	水道事業会計				<input type="checkbox"/>
	公共下水道事業会計				<input type="checkbox"/>
一部事務組合・広域連合	秦野市伊勢原市環境衛生組合				※ 公営企業会計ごとに資金不足比率を算定
	金目川水害予防組合				
	神奈川県後期高齢者医療広域連合				
地方公社・第三セクター等	秦野市土地開発公社				
	秦野市学校保全公社				
	秦野市スポーツ協会				

(2) 健全化判断比率の状況

本市の健全化判断比率の状況は、次表のとおりです。

(単位：%)

区 分	2 年 度	元 年 度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	11.78	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.78	30.00
実質公債費比率	1.1	1.2	25.0	35.0
将来負担比率	17.5	17.6	350.0	—

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。
- 2 早期健全化基準は、実質赤字比率は 11.25%～15%の範囲で、連結実質赤字比率は 16.25%～20%の範囲で、毎年度の標準財政規模に応じて設定されています。
- 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は 30%です。
- 4 将来負担比率では、財政再生基準は設けられていません。

健全化判断比率には、財政を早期に健全化すべき基準と再生すべき基準の 2 段階の基準が設けられています。健全化判断比率の各比率のうち、その数値が一つでも基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、早急に財政の健全化を図らなければなりません。

本市の健全化判断比率は、いずれも基準未満となっています。

本市の健全化判断比率の各比率の状況は、次のとおりです。

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、次の算式によります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

本市の一般会計の実質収支額等の状況は、次表のとおりとなっており、当年度の実質収支額は 17 億 5518 万 5 千円の黒字で、前年度と比較すると、7 億 6908 万 1 千円 (78.0 パーセント) の増となっています。

前年度に引き続き実質赤字額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として実質赤字比率を計算すると、マイナス 5.74 パーセントで、前年度と比較すると、2.43 ポイントの減となっています。

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	2 年度	元年度	比較増減	対前年度 伸 率
一 般 会 計 の 実 質 収 支 額 A	1,755,185	986,104	769,081	78.0
標 準 財 政 規 模 B	30,554,958	29,769,138	785,820	2.6
実質赤字比率の計算値 A/B×100	△ 5.74	△ 3.31	△ 2.43	
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	

(注) 1 実質赤字比率の計算値は、実質収支が黒字である場合は、△(負の値)で表示されます。

2 実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と表示しています。

なお、標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額をいい、健全化判断比率を計算するうえで、その算式の分母となる重要な数値となっています。

本市の標準財政規模の状況は、次表のとおりとなっており、当年度は 305 億 5495 万 8 千円です。前年度と比較すると、7 億 8582 万円 (2.6 パーセント) の増となっています。

(単位：千円、%)

区 分	2 年度	元年度	比較増減	対前年度 伸 率
標 準 財 政 規 模 ①～③の計	30,554,958	29,769,138	785,820	2.6
① 標 準 税 収 入 額 等	25,682,810	24,998,989	683,821	2.7
② 普 通 交 付 税 額	2,888,345	2,762,216	126,129	4.6
③ 臨 時 財 政 対 策 債 発 行 可 能 額	1,983,803	2,007,933	△ 24,130	△ 1.2

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもので、次の算式によります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

本市の連結実質収支額等の状況は、次表のとおりとなっており、当年度の連結実質収支額は、53億282万9千円の黒字で、前年度と比較すると、9億7237万1千円（22.5パーセント）の増となっています。

前年度に引き続き連結実質赤字額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として連結実質赤字比率を計算すると、マイナス17.36パーセントで、前年度と比較すると、2.82ポイントの減となっています。

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	2年度	元年度	比較増減	対前年度 伸 率
全会計の連結実質収支額 B～Dの計 A	5,302,829	4,330,458	972,371	22.5
一般会計の実質収支額 B	1,755,185	986,104	769,081	78.0
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計 の実質収支額 ①～③の計 C	290,964	240,198	50,766	21.1
① 国民健康保険事業特別会計	19,765	14,328	5,437	37.9
② 介護保険事業特別会計	135,108	117,062	18,046	15.4
③ 後期高齢者医療事業特別会計	136,091	108,808	27,283	25.1
公営企業会計の資金剰余額 ④、⑤の計 D	3,256,680	3,104,156	152,524	4.9
④ 水道事業会計	2,091,440	2,071,557	19,883	1.0
⑤ 公共下水道事業会計	1,165,240	1,032,599	132,641	12.8
標準財政規模 E	30,554,958	29,769,138	785,820	2.6
連結実質赤字比率の計算値 A/E×100	△ 17.36	△ 14.54	△ 2.82	
連結実質赤字比率	—	—	—	

(注) 1 連結実質赤字比率の計算値は、連結実質収支が黒字である場合は、△(負の値)で表示されます。

2 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等が負担する借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、次の算式によります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

(注) 1 準元利償還金とは、①から⑤までの合計額です。

- ①満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)
- ②公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰出金
- ③一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金
- ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤一時借入金の利子

2 特定財源とは、元利償還金・準元利償還金の財源に充てられた特定の歳入の額です。

3 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額です。

本市の実質公債費比率の状況は、次表のとおりとなっており、当年度の比率（3か年平均）は1.1パーセントです。前年度とほぼ同率で、早期健全化基準の25パーセントと比較すると、これを下回っています。

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	2年度	元年度	30年度	2-元年度 比較増減	2-元年度 伸 率
地方債の元利償還金 A	3,337,911	3,219,734	3,266,477	118,177	3.7
準元利償還金 B	2,169,228	2,133,008	2,203,435	36,220	1.7
①～⑤の計					
① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	0	0	0	0	—
② 公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰出金	1,654,681	1,680,858	1,764,786	△ 26,177	△ 1.6
③ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	384,183	319,707	304,230	64,476	20.2
④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	130,364	132,443	134,419	△ 2,079	△ 1.6
⑤ 一時借入金の利子	0	0	0	0	—
特定財源 C	1,522,489	1,572,898	1,475,989	△ 50,409	△ 3.2
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D	3,598,062	3,613,441	3,663,997	△ 15,379	△ 0.4
標準財政規模 E	30,554,958	29,769,138	29,536,377	785,820	2.6
実質公債費比率(単年度) ((A+B)-(C+D))/(E-D)×100	1.43410	0.63620	1.27521	0.79790	
実質公債費比率 (3か年平均)	1.1	1.2	2.2	△ 0.1	

エ 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、次の算式によります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(注) 1 将来負担額とは、①から⑧までの合計額です。

①一般会計等の当年度末における地方債現在高

②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

④組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

⑥設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額

⑦連結実質赤字額

⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

2 充当可能基金額とは、将来負担額に充てることのできる基金の当年度末における現在高です。

3 特定財源見込額とは、将来負担額に充てることのできる特定の歳入の見込額です。

4 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、今後、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金の額です。

本市の将来負担比率の状況は、次表のとおりとなっており、当年度の比率は 17.5 パーセントです。前年度とほぼ同率で、早期健全化基準の 350 パーセントと比較すると、これを下回っています。

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	2年度	元年度	比較増減	対前年度 伸 率
将 来 負 担 額 A	66,167,999	67,750,204	△ 1,582,205	△ 2.3
①～⑧の計				
① 一般会計等の当年度末における 地方債現在高	35,087,715	34,658,316	429,399	1.2
② 債務負担行為に基づく支出予定 額（地方財政法第5条各号の経費 等に係るもの）	1,599,863	1,714,627	△ 114,764	△ 6.7
③ 一般会計等以外の会計の地方債 の元金償還に充てる一般会計等 からの繰入見込額	18,918,905	20,187,848	△ 1,268,943	△ 6.3
④ 組合等の地方債の元金償還に充 てる一般会計等からの負担等見 込額	3,066,844	3,453,545	△ 386,701	△ 11.2
⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対 する期末要支給額）のうち、一般 会計等の負担見込額	6,383,213	6,464,877	△ 81,664	△ 1.3
⑥ 設立法人の負債等に係る一 般会計等の負担見込額	1,111,459	1,270,991	△ 159,532	△ 12.6
⑦ 連結実質赤字額	0	0	0	—
⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額 のうち、一般会計等の負担見込 額	0	0	0	—
充 当 可 能 基 金 額 B	4,834,017	5,457,398	△ 623,381	△ 11.4
特 定 財 源 見 込 額 C	15,142,470	15,686,496	△ 544,026	△ 3.5
地 方 債 現 在 高 等 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 見 込 額 D	41,452,685	42,002,642	△ 549,957	△ 1.3
標 準 財 政 規 模 E	30,554,958	29,769,138	785,820	2.6
元 利 償 還 金 ・ 準 元 利 償 還 金 に 係 る 基 準 財 政 需 要 額 算 入 額 F	3,598,062	3,613,441	△ 15,379	△ 0.4
将 来 負 担 比 率 (A-(B+C+D))/(E-F)×100	17.5	17.6	△ 0.1	

(3) 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

本市の資金不足比率の状況は、次表のとおりです。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率		
	2年度	元年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
公共下水道事業会計	—	—	20.0

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。

資金不足比率には、公営企業の経営を健全化すべき基準が設けられており、公営企業会計ごとに経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、早急に経営の健全化を図らなければなりません。

本市においては、水道事業会計及び公共下水道事業会計ともに資金不足額が発生していないため、該当の数値はありません。

なお、地方公営企業法適用企業の資金不足比率は、次の算式によります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{資金不足額} = (\text{流動負債} + \text{算入地方債} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

$$\text{事業規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

- (注) 1 流動負債とは、流動負債の額から控除すべき額を控除した額です。
- 2 算入地方債とは、建設改良費及び準建設改良費（地方債に関する省令第12条に規定する経費）以外の経費に充てるために起こした地方債の当年度末現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの当年度末現在高を控除した額です。
- 3 流動資産とは、流動資産の額から控除すべき額を控除した額です。
- 4 解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額のことです。

本市の公営企業に係る各会計の資金不足比率の状況は、次のとおりです。

ア 水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

本市の水道事業会計の資金剰余額等の状況は、次表のとおりとなっており、流動資産である現金預金の増加や流動負債である未払金の増加などにより、当年度の資金剰余額は20億9144万円で、前年度と比較すると、1988万3千円（1.0パーセント）の増となっています。

前年度に引き続き資金不足額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として資金不足比率を計算すると、マイナス102.5パーセントで、前年度と比較すると、9.1ポイントの減となっています。

（単位：千円、%、ポイント）

区 分	2年度	元年度	比較増減	対前年度 伸 率
資 金 剰 余 額	2,091,440	2,071,557	19,883	1.0
資 金 不 足 額 A (①+②-③)-④	△ 2,091,440	△ 2,071,557	△ 19,883	△ 1.0
① 流 動 負 債	372,920	239,148	133,772	55.9
② 算 入 地 方 債	0	0	0	—
③ 流 動 資 産	2,464,360	2,310,705	153,655	6.6
④ 解 消 可 能 資 金 不 足 額	0	0	0	—
事 業 規 模 B	2,039,512	2,219,038	△ 179,526	△ 8.1
資 金 不 足 比 率 の 計 算 値 A/B×100	△ 102.5	△ 93.4	△ 9.1	
資 金 不 足 比 率	—	—	—	

(注) 1 資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剰余額を表します。

2 資金不足比率の計算値は、資金不足が生じていない場合は、△(負の値)で表示されます。

3 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。

イ 公共下水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

本市の公共下水道事業会計の資金剰余額等の状況は、次表のとおりとなっており、下水道使用料収益の増加、流動資産である現金預金や未収金の減、流動負債である未払金の減などにより当年度の資金剰余額は11億6524万円で、前年度と比較すると1億3264万1千円（12.8パーセント）の増となっています。

前年度に引き続き資金不足額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として資金不足比率を計算すると、マイナス43.3パーセントで、前年度と比較すると、4.5ポイントの減となっています。

（単位：千円、%、ポイント）

区 分	2年度	元年度	比較増減	対前年度 伸 率
資 金 剰 余 額	1,165,240	1,032,599	132,641	12.8
資 金 不 足 額 A (①+②-③)-④	△ 1,165,240	△ 1,032,599	△ 132,641	△ 12.8
① 流 動 負 債	377,980	683,435	△ 305,455	△ 44.7
② 算 入 地 方 債	0	0	0	—
③ 流 動 資 産	1,543,220	1,716,034	△ 172,814	△ 10.1
④ 解 消 可 能 資 金 不 足 額	0	0	0	—
事 業 規 模 B	2,691,450	2,659,067	32,383	1.2
資 金 不 足 比 率 の 計 算 値 A/B×100	△ 43.3	△ 38.8	△ 4.5	
資 金 不 足 比 率	—	—	—	

- (注) 1 資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剰余額を表します。
 2 資金不足比率の計算値は、資金不足が生じていない場合は、△(負の値)で表示されます。
 3 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。

6 審査の所見

(1) 健全化判断比率について

当年度の健全化判断比率は、全て早期健全化基準を下回っています。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字及び連結実質赤字が発生していないため、その比率は計上されていません。

実質公債費比率及び将来負担比率については、健全化判断比率の公表が始まった平成19年度以降、財政健全化の維持、改善などにより、着実に健全化の方向に推移してきています。当年度についても、前年度に比べほぼ横ばいとなっており、早期健全化基準を下回っています。

一方で、生産年齢人口の減少等による市税の減収や超高齢社会の進行による社会保障費の増加、新たな行政課題への対応などのほか、新型感染症の感染拡大の影響も見込まれます。このため、引き続き、自主財源の確保と効率的かつ効果的な行政体制の整備を図り、健全で持続可能な財政基盤の構築に向けた取り組みを進められることを期待します。

(2) 資金不足比率について

当年度は、水道事業会計及び公共下水道事業会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率は計上されていません。

今後は、施設の耐震化や一斉更新を見据えますと、多額の資金需要が見込まれますので、上下水道局の組織統合の強みを生かして、引き続き、財務体質の改善と経営の合理化に取り組み、健全な事業経営に努められることを期待します。